

平成29年度さいたま市立太田小学校いじめ防止基本方針（改定版）

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。しかしながら、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであり、一人教職員だけでいじめの発見や状況把握、完全な解決を図ることが難しいことも残念ながら現実問題としてある。つまり、いじめの問題に対応していくには、いじめた児童、いじめられた児童だけでなく、その周りにいる傍観者や観衆を含めた全ての児童に関する問題であると捉え、学校・保護者・地域・専門機関等が一丸となって組織的に対応していかなければならない。

以上のことを鑑み、学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめ防止・早期発見に取り組んでいく。また、もしいじめの事実を確認した時は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組を示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に対応する事件・事故を、対岸の火事ではないと捉え、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る、という危機感を常にもつこと。
- 2 「いじめは絶対に許さないこと」という強い意識をもつこと。
- 3 いじめを発見したら、「抱きついてでも」止め、いじめられる児童を絶対に守り抜くとともに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、通級指導教室や特別支援学級、さわやか相談室、SCやSSW等、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ること。
- 5 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図って、教育環境を整え、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるように努めること。
- 6 いじめ問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。たとえば「けんかやふざけ合い」であっても、見えな

いところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断するものとする。

また、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、いじめ防止等に関する措置を行うために設置し、その取り組みを推進する。
- (2) 構成員 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校評議委員（PTA 会長、主任児童委員、自治会長等）
※必要に応じて、心理や福祉の専門家委であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者など、構成員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催
 - ア 定例会（各学期1回程度開催）
 - イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
 - ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容
 - ア いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
 - イ いじめの早期発見のための、いじめの相談・通報を受ける窓口としての対応
 - ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
 - エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときの緊急会議の開催
 - オ 情報の迅速な共有および関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - カ いじめの被害児童に対する支援
 - キ いじめの加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
 - ク 重大事態への対応

- ケ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づく、いじめの防止等に係る校内研修会の複数回の企画・実施
- コ 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検
- サ 学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

2 子どもなかよし委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちにできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取り組みを推進する。
- (2) 構成員 代表委員
- (3) 開催 各学期1回程度
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめ撲滅キャンペーンに係る取組を行う。
 - オ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するための話し合いを行い、全児童にいじめの未然防止の呼びかけを行う。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取り組みを通して

- 実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・ 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・ 校長等による講話
 - ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導

- ・ 学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とのかかわりの際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代りに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施：5年生、6年生 1学期中(学校公開日等)

5 メディアリテラシー教育を通して

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- 「携帯・インターネット安全教室」の実施：5年生・6年生 2学期の学校公開日

6 助産師会「命の授業」を通して

- 助産師の話等を聞くことを通して、自他の生命を大切にできる児童の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- 「命の授業」の実施：4年生 2学期

7 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの小さな変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

8 さいたま市小・中一貫教育の実践を通して

- (1) 中学生と合同による毎週木曜日のあいさつ運動の実施
- (2) 4校連絡協議会・3校合同研修会による情報の収集と把握、共有
- (3) さわやか相談員も含めた校内生徒指導・教育相談委員会の実施

9 人権教育の推進を通して

- 人権作文（6月）や人権標語（7月）作成の取組等を通して、人権教育の充実を図り、人権尊重のための知識や態度を養い、自他を認め尊重する集団づくりに努める。

10 読書活動の取組を通して

- 読書の啓発により、他人の気持ちを共感的に理解する心を涵養する。

- (1) 毎週月曜日の読書タイムの実施
- (2) 読書貯金通帳による読書への意欲の活性化
- (3) 図書ボランティアによる読み聞かせ
- (4) 読書の秋まつりでの、おすすめの本カードの作成・掲示
- (5) 教員によるおすすめの本の紹介
- (6) 読書感想文校内審査作品の掲示
- (7) 図書委員会による読書集会の開催や手作り賞状のプレゼント

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の児童生徒の観察
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- 3 面談内容についての記録・保存および情報の共有
- 3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告
- 4 教育相談週間（日）の実施
- 5 保護者アンケートの実施
- 6 地域からの情報収集

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、法第23条1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、当該いじめに係る情報を校内で共有・報告し、「**児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応**」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、いじめ撲滅に向けて取り組む。
- 教務主任は、校長、教頭を補佐し、いじめの具体的内容を収集する。

- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 学年主任は、学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の児童の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。
校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、該当学年、その他の学年から情報収集を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。

- 養護教諭は、けがのある場合はけがの手当て、又傷ついた児童の心のケアに努める。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時には、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

- 2 重大事態について
 - (1) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

3 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

4 学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底を職員に図る。（学期初め）

(2) 取り組みについての評価アンケートの実施、結果の検証をいじめ対策委員会でを行い、結果を報告する。

2 校内研修

(1) 児童一人ひとりを大切にし、分かる授業を進めること

(2) 生徒指導・教育相談に係る全体研修(生徒指導・教育相談委員会、特別支援教育委員会)

(3) いじめの問題に関する校内研修の複数回の実施

(4) 情報モラル研修

(5) 人権教育研修

(6) 国際理解教育に係る研修

X PDCAサイクル

1 年間の取り組みについての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

3 4校(岩槻小・太田小・岩槻中・岩槻商業高等学校)連絡協議会(学期ごと年3回)

4 いじめの問題に関わる校内研修の開催時期

・ 6月19日→学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

・ 7月27日→人権教育研修

- 8月23日→生徒指導に係る伝達研修（いじめ問題への対応を含む。）
- 8月23日→情報教育に係る研修
- 8月25日→国際教育に係る研修